

調達ガイドライン（お取引先向け）

目次

I. はじめに

II. 調達に関する考え方

III. HSSE 活動基本方針

IV. 当社の取り扱う製品に対する安全性の確保について

V. 化学物質に関する要求事項（お取引先への要求事項）

VI. グリーン調達に対する要請事項（お取引先への要請事項）

別紙 「管理対象化学物質」

別表 「評価項目」

別添 「経営理念」

「行動原則」

I. はじめに

昭和シェル石油は、1世紀以上にわたり石油製品を中心とするエネルギー供給を通じ、日本経済の発展に貢献してまいりました。また、シェルグループの一員として、いち早く環境問題や企業と社会の持続可能な発展に取り組んでおります。

全ての企業活動において、最優先されるものは“安全操業”と“法令遵守”であり、今後当社グループが持続的発展を達成していく上で必要不可欠な条件であると位置付けております。

当社グループが優れた企業としてあり続けるために、厳格な倫理規定の遵守と安全操業に関する基準のたゆまざる向上を目指しております。当社が設定しております「安全、健康および環境保全に関する方針」の推進においては、従来の健康（Health）安全（Safety）環境保全（Environment）の三項目に危機管理（Security）の視点も加えその頭文字をとって名づけた「HSSE マネジメントシステム（HSSE-MS）」を構築・運用することにより、HSSE活動を推進しております。

II. 調達に関する考え方

当社グループは、お取引先とともに企業と社会の持続可能な発展を目指して、公正な調達活動を維持することで相互の信頼関係と協力関係を強化しつつ、互いのコスト競争力を高め、相互研鑽をはかる持続的パートナーシップを構築します。

○機会の均等

国内外のお取引先に広く門戸を開放し取引機会の均等を図り、自由な競争を尊重します。

○公正な取引

お取引先の選定・評価にあたっては、経済合理性を重視しつつ、品質、技術開発力、納期、信頼性、安全性、アフターケアだけでなく、環境保全を初めとする社会的責任への取り組みも加味した総合的見地から判断します。

○透明性の確保

調達基本方針、調達情報・計画、調達手続きを明示するとともに、希望に応じ採用・不採用理由を開示します。

○法の遵守

調達活動にあたっては、関連法令を遵守し、かつその精神を尊重します。また、同時に社内の規則を遵守します。

○調達倫理

当社グループは「行動原則」に基づき一切の事業活動を行います。これは調達活動におけるお取引先との関係についても同様です。

すなわち、賄賂の提供・支払い・要請・受領はいかなる形であれ許されません。お取引先と個人的な利害関係を持たず、また個人的な利益は受けません。

従いまして、お取引先にも「行動原則」の尊重を要請致します。

○HSSE（安全、健康、危機管理および環境保全）と社会的責任

持続可能な発展を目指して、調達活動にあたっては、HSSE（安全、健康、危機管理および環境保全）と社会的責任へ配慮します。

お取引先にもHSSEと社会的責任への配慮を要請致します。

III. HSSE 活動基本方針

当社の「経営理念」には、「われわれは、常に顧客志向の精神をもって、創意工夫、技術革新に努め、環境保全、エネルギーの安定供給と安全操業をはじめとする社会的責務を遂行しつつ会社の発展を図る。」と定めております。

また、「経営理念」に基づき定められた「行動原則」の中には、「顧客に対する責任」、「社会に対する責任」および「健康・安全・危機管理・環境」について、以下を定めるとともに、グループ諸会社に対しても当社と同様に、「行動原則」を採択し、遵守することを求めています。

顧客に対する責任

技術・環境・事業に関する専門知識に基づき、価格・品質・安全性・環境の全ての面で価値ある商品とサービスを開発し提供することにより、顧客を獲得し維持する。

社会に対する責任

社会の責任ある一員として事業を行い、法律を遵守するとともに、基本的人権を尊重する。また持続可能な発展を目指して、健康、安全、危機管理および環境に対し充分配慮する。

健康・安全・危機管理・環境

当社は、持続可能な発展を目指して、健康、安全、危機管理および環境の分野において継続的かつ系統的な取組みを行う。

この目的のために、当社は健康、安全、危機管理および環境に関する活動を重要な事業活動と同等に位置づけ、改善目標を立て、成果を測定、評価し、結果を報告する。

昭和シェル石油は、H（健康）、S（安全）、S（危機管理）、E（環境保全）に関し、次の基本方針を定めております。

健康、安全、危機管理及び環境保全に関する基本方針

会社は、経営理念、行動原則に則り、事業活動を遂行するに当たり安全を確保し、健康を守り、あらゆる企業活動に関する不測の事態を回避し、かつ環境を保全することが、会社が果たすべき社会的責務であるという認識のもとに、健康、安全、危機管理及び環境保全（以下、「HSSE」という）に関する基本方針をつぎのとおり定める。

1. 会社は、HSSE について、関係法規を遵守することはもとより、HSSE マネジメントシステムを運用することで、継続的な改善に努める。
2. 会社は、HSSE について以下の項目を実施する。
 - (1) 自らの操業において、省資源・省エネルギー対策を一層推進するとともに、汚染物質の排出防止等、環境への負荷の低減に努める。
 - (2) 製品の開発から廃棄に至るまでの全段階において、HSSE を考慮し、顧客に適切な取扱・使用方法等の情報を提供する。
 - (3) 新規事業の導入、大規模設備の設置、新製品の開発等に当たり、HSSE に関する事前評価を実施し、また、状況の変化に応じてそれらを適宜再評価する。
 - (4) 万一の事故に備えて緊急時対策を定め、関係機関と協力のうえ、被害を最小限に抑えるために必要な措置を講ずる。
- (5) 社員に対し、HSSE に関する啓発、教育・訓練を行い、社員の意識の高揚と自発的参加・協力を要請する。また、協力会社、特約店など関連事業者の協力を

- 求め、必要に応じ勧告または指導を行う。
- (6) HSSE の分野における調査研究を推進し先導的役割を果たすべく努めるとともに、自社およびグループ諸会社による研究成果の活用を促進する。
 - (7) 操業における労働災害の防止に努める。
 - (8) HSSE に関する見解を広く表明するとともに、改善のための目標を設定し、その実績を報告し、社会一般の理解と支持を求める。
3. 会社は、HSSE に関する法令、自主基準の遵守ならびに諸施策の実施状況を定期的に監査する。
 4. 会社は、HSSE に関するパフォーマンスの結果を評価し、必要に応じ活動計画を見直しする。

IV. 当社の取り扱う製品に対する安全性の確保について

当社では、当社の取り扱う製品がその取扱い・使用時および使用後において、使用者の人体・財産および環境に対して悪影響を及ぼすことのないよう、その開発から廃棄に至るまでの製品に関する総合的な安全性を確保することを目的として、以下を規定しております。

1. 当社の取り扱う商品に関して、商品の特性に鑑み使用者の人体・財産に対する安全性を備え、環境に対して悪影響を及ぼさないことを判定できる適切な基準（項目、数値等）を予め定めること。
2. 当社が購入する仕入商品および取扱商品の原材料について、それぞれの調達先から製品安全データシート、必要な場合はMSDS（英文）およびその他の関連資料を入手し、使用者の人体・財産に対する安全性および環境に対する影響度ならびに関係する規則・法律等について予め調査・評価すること。
3. 当社の取り扱う商品については、次の項目について予め調査・評価し、また随時最新の情報を調査・評価すること。
 - ・使用者の人体・財産に対する安全性
 - ・取扱い商品を使用する形態
 - ・環境に対する影響度
 - ・関係する規則・法律（国内、主要取引国および国際条約等）
 - ・特許等既存の工業所有権侵害の可能性
 - ・警告表示として必要な事項
 - ・類似商品を含めた事故等の情報
 - ・その他必要事項（誤用対策等）

前記の規定に基づく当社の取扱い商品に関する環境関連化学物質への対応については、以下の通りになります。

1. 当社が環境関連化学物質として管理する「管理対象化学物質」（後記 V. 「化学物質に関する要求事項」参照）の対象となる禁止化学物質については、製油所および工場において製造または意図的に使用することはありません。
また、お取引先には「化学物質に関する要求事項」への協力をお願いしております。
2. すべての製品に対して、お客様からの問い合わせがある場合は、必要に応じ、製品および基材について管理対象化学物質等の含有について調査いたします。

当社が環境関連化学物質として管理する「管理対象化学物質」は、国内の法律および国際条約等に基づき選定しております。

別紙「管理対象化学物質」参照

V. 化学物質に関する要求事項（お取引先への要求事項）

当社の取り扱う製品に含まれる化学物質を正確かつ効率的に管理するため、当社が資材、工事、サービスを調達するにあたってお取引先へ求める事項を以下のとおり規定します。

（管理対象化学物質）

当社が行う調達においては、管理の対象となる化学物質の指定および分類は別紙「管理対象化学物質」に定めるとおりとし、その取扱についてはそれぞれ以下各号に定めるとおりとします。

1. 禁止化学物質
生産・保有・調達・使用・販売等を禁止する。
2. 厳重管理化学物質
できる限り生産・保有・調達・使用・販売等を行わないものとする。但し、他に代替が無く、顧客/需要家はその物質が及ぼす影響を充分理解した上で指定する場合についてはこの限りではない。生産・保有・調達・使用・販売等の数量、その他必要な事項を記録し、法令の定めるところに従い、関係省庁に報告するものとする。
3. 管理化学物質
生産・保有・調達・使用・販売等の数量、その他必要な事項を記録し、法令の定めるところに従い、関係省庁に報告するものとする。
4. 新規化学物質
化審法の定めるところに従い、新規化学物質の登録を行った後に生産・保有・調達・使用・販売等を行うものとする。少量新規化学物質の場合には、生産・保有・調達・使用・販売等の数量、その他必要な事項を記録し、法令の定めるところに従い、関係省庁に報告するものとする。
5. 化審法登録化学物質
生産・保有・調達・使用・販売等について制限しないものとする。

（資材における化学物質の確認）

- ① 調達する資材に含まれる化学物質に関する情報の開示をお取引先に求めております。添加剤・薬品等の資材に含まれる化学物質の「官報公示整理番号」を記載したMSDS（製品安全データシート）を提出していただきます。
- ② お取引先が開示する化学物質に関する情報が十分でない場合は、調達資材に禁止化学物質が含まれていない事を確認するため、お取引先より禁止化学物質不使用の証書を提出していただきます。

VI. グリーン調達に対する要請事項（お取引先への要請事項）

当社では、当社の取り扱う製品、容器及び包装材が、人体・財産および環境に対して悪影響を及ぼすことのないよう、その開発から廃棄に至るまでの総合的な安全性の確保を推進しております。その取り組みの一環として、当社はグリーン調達ガイドラインを策定し、お取引先にご協力をお願いしております。

グリーン調達ガイドライン

(目的)

当社は、「環境基本法」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」等の国内の法律、条例、および国際条約等に基づき、環境への負荷を低減することを目的としたグリーン調達を推進するために、当社が資材、工事、サービス等を調達する際のガイドラインとして評価基準を定めています。

(環境への負荷の定義)

環境への負荷とは、人の活動により人体・財産および環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

(適用範囲)

- ①本ガイドラインは、原則として、当社のプロキュアメントチームが係わる資材、工事、サービス等の調達業務について適用します。ただし、その他の資材、工事、サービス等の調達業務についても、原則として本ガイドラインの精神に基づくものとします。
- ②地球環境の保全のため、当社のグループ諸会社に対しても本ガイドラインの採用を要請するとともに、当社の協力会社、特約店、お取引先等の関連事業者に対しても可能な限りご協力を求めています。

(グリーン調達の評価基準)

当社におけるグリーン調達の評価は、次の3つの基準によるものとします。

評価基準	調達対象
お取引先の評価基準	全ての資材・サービス・工事
資材、一部サービスの評価基準	資材およびサービス（資材を用いて提供される場合等）
工事、サービス実施時の評価基準	工事およびサービス

(お取引先の評価基準)

お取引先の選択にあたっては、品質、価格、納期等、経済合理性に基づいて評価すると同時に、次の各号のような環境保全活動に意欲的なお取引先を選択するよう努めます。

1. ISO14001の認証を取得しているお取引先（事業所単位で認証を取得しているものを含む。以下同義。）なお、「EMAS（EU理事会規則：環境監査・監査スキーム）」や「KES（京都・環境マネジメントシステム・スタンダード）」等の第三者認証を受けている場合は、ISO14001の認証取得に準じた取扱いとします。

2. 別表に定める評価項目に基づいて評価した結果で、前号のお取引先と遜色ないと認めることができるお取引先
3. 前号の評価において、お取引先が第三者から原材料、部品、製品、サービス等の提供を受けている場合には、その第三者も前号の評価の対象とします。但し、前号のお取引先がグリーン調達に関して当社と同等以上の評価基準を有する場合は、その限りではありません。

(資材、一部サービスの調達毎の評価基準)

資材、サービス（資材を用いて提供される場合等）の評価にあたっては、必要な品質、機能、経済合理性に加え、以下の各号のような環境負荷低減に関する諸条件を満たしているものを選択するよう努めます。

1. 再生資源・再生部品の使用や小型化・減量化していること。
2. 製造段階、使用段階で省資源化や省エネルギー化を図っていること。
3. 使用にあたり、騒音、振動、悪臭等の発生が少ないこと。
4. 廃棄にあたり、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の発生等の環境負荷が低いこと。
5. リサイクル設計をしていること。
6. 梱包材についても、上記内容と同様、省資源、リサイクル、減量および化学物質の含有量削減等をしていること。
7. 前各号の資材を用いて提供している等、環境への負荷の低減に資する役務であること。

(工事、サービス実施時の調達毎の評価基準)

工事、サービスを実施するにあたっては、必要な品質、機能、経済合理性に加え、以下の各号のような環境負荷低減に関する諸条件を満たしているものを選択するよう努めます。

1. 大気、水質保全
二酸化炭素、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出量削減に努めること。また、水質を悪化させる恐れがある場合は、防止処置を講じること。
2. 騒音、振動の抑制
騒音、振動の発生抑制に努めること。
3. 省エネルギー、省資源
投入するエネルギーや資源が少ないこと。
4. 廃棄物の処理
工事で発生する廃棄物は、再利用可能なものと不可能なものに分別し、再利用の促進と廃棄量の削減に努めること。また、廃棄する場合は、廃棄物関連法令に則り、適切な処置を行うこと。

(グリーン調達の運用)

- ① 新規のお取引先は、当社のグリーン調達の方針にどの程度合致しているかについて自己評価して、その結果を当社プロキュアメントチームに提出したうえでお取引先登録を申請するものとします。
- ② 前項の登録申請があった場合は、特段の理由がない限り、当社は上記「グリーン調達の評価基準」に基づいて評価します。

- ③ 前項の場合の他、当社が必要と認める場合、またはお取引先から評価見直しの申請があり当社が適切と認めた場合は、当社は上記「グリーン調達の評価基準」に基づいて評価または再評価します。

附則

(施行期日)

第1条 本ガイドラインは2009年3月4日に制定し、同日から施行します。

② 本ガイドラインは2012年9月13日に改定し、同日から施行します。

(所管部署)

第2条 本ガイドラインの制定や改廃に関する事務は、プロキュアメントチームが所管します。

別表

評価項目

評価項目	具体的な基準項目
経営の理念/方針	企業理念に関する社会的な誓約を公表している その誓約の中で環境問題に対する取組みを言及している その誓約の中で法令の遵守を言及している
環境問題への取組み	環境問題への取組みのための方針を明文化している 独自開発等の環境マネジメントシステムを導入している グリーン調達基準を設定している 化学物質を法令等に準拠して管理している 廃棄物を法令等に準拠して管理している
情報の開示	環境報告書等で環境問題への取組みを情報開示している、または少なくとも環境への配慮を説明する資料を提示できる
製品への環境配慮	環境アセスメント等による製品への環境配慮を実施している リサイクル等資源循環型の製品開発を実行している

なお、調達先から環境問題への対応として具体的な取組みの提示がある場合は、それぞれ個々に評価して判断します。